

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 72 条第 1 項第 3 号に掲げる手繰り第 3 種漁業につき、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
ほたてけた網漁業	定めなし	5 トン未満	定めなし	西共第 47 号共同漁業権漁場の区域	10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで	西共第 47 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 49 号共同漁業権漁場の区域		西共第 49 号の共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 51 号共同漁業権漁場のうち、むつ市大字奥内と大字田名部との境に設置した標柱から真方位 228 度の線以南の区域		西共第 51 号の共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 51 号共同漁業権漁場のうち、むつ市大字田名部、下北ふ頭南端から真方位 168 度 30 分の線以西の区域		
		15 トン未満		東共第 29 号共同漁業権漁場の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	東共第 29 号共同漁業権の組合員行使権者

ほたてけた網・うに雑桁網漁業	定めなし	15トン未満	定めなし	東共 31 号共同漁業権漁場の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	東共第 31 号共同漁業権の組合員行使権者
なまこ雑けた網漁業	定めなし	5トン未満	定めなし	西共第 31 号共同漁業権漁場の区域	10 月 1 日から 翌年 4 月 30 日まで	西共第 31 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 35 号共同漁業権漁場の区域		西共第 35 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 37 号共同漁業権漁場の区域		西共第 37 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 45 号共同漁業権漁場の区域。ただし、平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱から真方位 33 度 30 分の線以東の区域		西共第 45 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 47 号共同漁業権漁場の区域		西共第 47 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 49 号共同漁業権漁場の区域		西共第 49 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 51 号共同漁業権漁場のうち、むつ市大字奥内と大字田名部との境に設置した標柱から真方位 228 度の線以南の区域		西共第 51 号の共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 51 号共同漁業権漁場のうち、むつ市大字田名部、下北ふ頭南端から真方位 168		

				度 30 分の線以西の区域		
				西共第 55 号共同漁業権漁場の区域		西共第 55 号共同漁業権の組合員行使権者
				西共第 57 号共同漁業権漁場の区域		西共第 57 号共同漁業権の組合員行使権者
				東共第 45 号共同漁業権漁場の区域		東共第 45 号共同漁業権の組合員行使権者
ほっきがい 雑けた網漁業	定めなし	10 トン未満	定めなし	東共第 3 号共同漁業権漁場の区域	3 月 1 日から 4 月 30 日まで	東共第 3 号共同漁業権の組合員行使権者
				東共第 7 号、第 9 号及び第 11 号共同漁業権漁場の区域	12 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで	東共第 7 号共同漁業権の組合員行使権者
				東共第 9 号及び第 7 号共同漁業権漁場の区域		東共第 9 号共同漁業権の組合員行使権者
				東共第 11 号及び第 7 号共同漁業権漁場の区域		東共第 11 号共同漁業権の組合員行使権者
				東共第 13 号共同漁業権漁場の区域		東共第 13 号共同漁業権の組合員行使権者
しじみけた 網漁業	定めなし	15 トン未満	定めなし	内共第 11 号共同漁業権漁場の区域	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	内共第 11 号共同漁業権の組合員行使権者
				内共第 40 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで	内共第 40 号共同漁業権の組合員行使権者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
定めなし

3 備考

- (1) この公示に係る許可又は起業の認可は、青森県漁業調整規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可の条件は、廃止前の青森県海面漁業調整規則（昭和 43 年青森県規則第 11 号）第 14 条の規定により付けた制限又は条件とする。